

## 申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	教育推進課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

許認可等の名称	小学校等又は中学校等への就学義務の猶予又は免除
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	学校教育法第 18 条

## &lt; 審査基準 / 標準処理期間 &gt;

基 準 規 定	学校教育法施行規則第 34 条、第 35 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 1. 学校教育法（第 18 条） 保護者が就学させなければならない子（「学齢児童」又は「学齢生徒」という。）で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、就学させる義務を猶予又は免除することができる。
	2. 学校教育法施行規則（第 34 条、第 35 条） （1）学齢児童又は学齢生徒で、学校教育法第 18 条に掲げる事由があるときは、その保護者は、就学義務の猶予又は免除を市町村の教育委員会に願い出なければならない。この場合においては、当該市町村の教育委員会の指定する医師その他の者の証明書等その事由を証するに足る書類を添えなければならない。 （2）学校教育法第 18 条の規定により保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子について、当該猶予の期間が経過し、又は当該猶予若しくは免除が取り消されたときは、校長は、当該子を、その年齢及び心身の発達状況を考慮して、相当の学年に編入することができる。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定
	事案ごとの裁量が大きく、標準処理期間を設定することは困難
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日